

## 2 健康保険・厚生年金保険

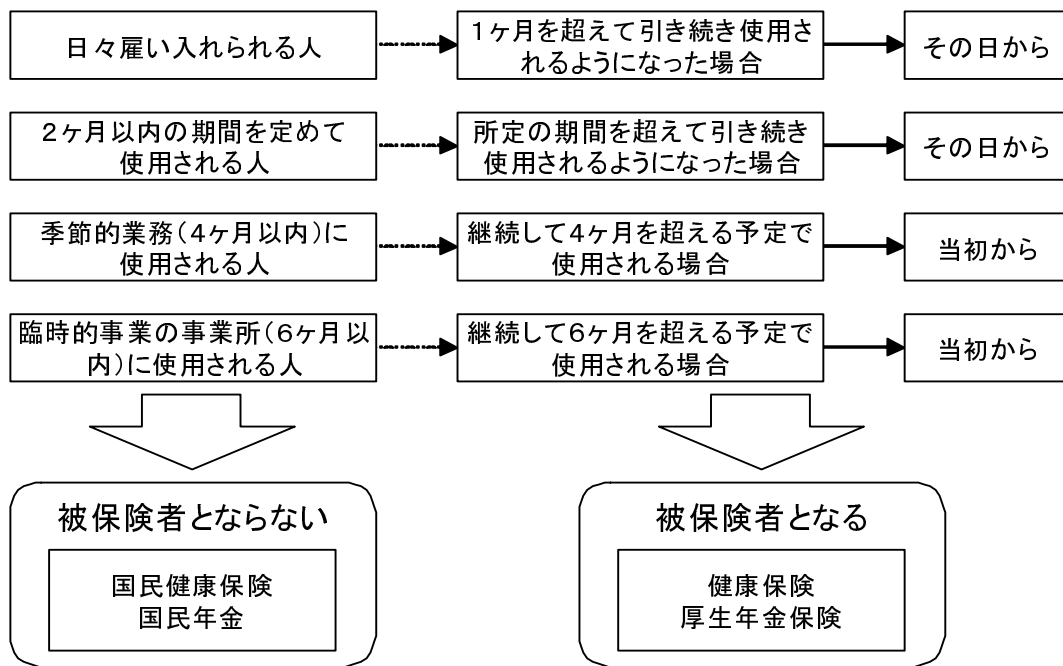
### (1) 社会保険（狭義）の適用

法人の事業所であれば、農事組合法人であろうとも、強制的に健康保険、厚生年金保険が適用されます（健康保険法、厚生年金保険法）。

### (2) 被保険者の区分

強制加入の適用事業所に「使用される者」は、強制的に社会保険の被保険者とされることになっています。この「使用される者」とは、労働の対象として賃金の支払いを受けている者だけでなく、例えば株式会社の取締役として法人から役員報酬を受けている者も含まれます。

しかしながら、強制加入の適用事業所であっても、使用される全ての者が適用を受けるものではありません。適用を除外される区分は次のとおりです。



したがって、集落法人は強制加入の適用事業所でありながら、その多くは、被保険者となる「使用される者」がいがないため、社会保険に加入していないのが現状です。

また、パートタイム労働者等として就労する場合の社会保険については次のすべての要件を満たす場合、被保険者となります。

- ① 1日または1週間の労働時間が、その事業所において同種・同業の業務に従事する人のおよそ4分の3以上ある者
- ② 1ヶ月の所定労働日数が、その事業所において同種・同業の業務に従事する人のおよそ4分の3以上ある者

### (3) 被保険者となる者により事業を開始した時

「健康保険・厚生年金保険新規適用届」等を年金事務所に遅滞なく（適用事業所となった日から5日以内）届け出る必要があります。

#### ① 提出書類

- 健康保険・厚生年金保険 新規適用届
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
- 健康保険被扶養者（異動）届（被扶養者がいるとき）
- 保険料口座振替依頼書
- 健康保険・厚生年金保険 任意適用同意書（任意加入のとき）

#### ② 添付書類

- 登記事項証明書
- 賃貸借契約書（事務所を借りている場合）
- 労働者名簿
- 出勤簿（タイムカード）
- 賃金台帳
- 労働保険保険関係成立届（写）
- 役員報酬決定議事録（写）
- 就業規則（給与規定含）（従業員10人以上の場合）
- 事業主世帯全員の「住民票」（任意加入のとき）

### (4) 被保険者となる者を採用した時

従業員を採用した時は、年金事務所に「健康保険・厚生年金被保険者資格取得届」等を、雇用した日から5日以内に届け出る必要があります。従業員が年金受給者であっても、加入要件を満たしている場合は届出をする必要があります。

#### ① 提出書類

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
- 健康保険被扶養者（異動）届（被扶養者がいるとき）

#### ② 添付書類

- 年金手帳（既に年金手帳を所持している者）
- 被保険者となる者に被扶養者がいるとき
  - (1) 所得税法上の規定による控除対象配偶者…年金手帳
  - (2) 所得税法上の規定による扶養親族…添付書類なし
  - (3) 所得税法上の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっていない者
    - ①退職した者の場合…退職証明書または雇用保険被保険者離職票のコピー

②雇用保険の失業給付の受給者または終了者の場合…雇用保険需給資格者証のコピー

③年金受給者…現在の年金受取額のわかる年金額の改定通知書等のコピー  
上記①②③に該当しない者は、「課税（非課税）証明書」を添付。①②③に該当する者でも他に収入がある場合は、「課税（非課税）証明書」を添付。

## (5) 保険料の計算

保険料は、標準報酬月額をもとに算定します。本来は、実際に支払われる給与に応じて負担することになっていますが、事務を簡素化にし、正確・迅速におこなえるように、標準報酬という概念を導入しています。

健康保険については、標準報酬の月額が、1級（58,000円）から47級（1,210,000円）までの、厚生年金保険は、1級（98,000円）から30級（620,000円）までの等級に区分されています。等級ごとにそれぞれ一定の幅があり、その幅の範囲であれば、同じ保険料を負担することになります。

標準報酬月額を決定する時期は、資格取得時決定、定時決定、随時決定の3つあります。

### ① 資格取得時決定

被保険者資格を取得したとき（入社時）にその人が受けるであろう報酬額により決定します。

・月給制…………… その額をもとに割増手当等の見込み額を加えて標準報酬月額を決定します。

・日給、時間給… 雇入れの前1ヶ月間に、その事業所で同じ形態で報酬を受けた人の平均額をもとに標準報酬月額を決定します。

### ② 定時決定

毎年、7月1日現在の全被保険者について、その年の4月、5月、6月に支払われた賃金総額の月平均賃金額を基準に標準報酬月額にあてはめて、その年の9月から翌年8月までの1年間の標準報酬月額とします。7月1日～7月10日の間に「被保険者報酬月額算定基礎届」を提出しなければなりません。

年金事務所で決定した標準報酬額は、9月分の保険料から適用されることになるので、原則的には10月支払の給与から保険料を変更していくことになります。

### ③ 随時改定

基本給等の固定的賃金の変動や賃金体系の変更によって報酬額が変動し、変動月以降の3ヶ月間の報酬の平均額とそれまでの標準報酬月額との差が著しい（2等級以上の差）場合に改定します。

この時には「被保険者報酬月額変更届」をすみやかに提出する必要があります。

保険料は、「標準報酬月額・保険料月額表」に表されている金額を納付することになりますが、次をもとに算定します。

【保険料】	<u>広島県平成24年4月1日現在</u>	
健康保険	= 標準報酬月額 × 100.3/1000	(労働者 50%, 事業主 50%)
	= 標準賞与額 × 100.3/1000	(労働者 50%, 事業主 50%)
厚生年金保険	= 標準報酬月額 × 164.12/1000	(労働者 50%, 事業主 50%)
	= 標準賞与額 × 164.12/1000	(労働者 50%, 事業主 50%)
介護保険	= 標準報酬月額 × 15.5/1000	(労働者 50%, 事業主 50%)
	= 標準賞与額 × 15.5/1000	(労働者 50%, 事業主 50%)
児童手当金	= 標準報酬月額 × 1.3/1000	(全額事業主負担)
	= 標準賞与額 × 1.3/1000	(全額事業主負担)

## (6) 介護保険制度

介護保険制度は、市町が保険者となり、高齢化が進展するなか加齢に起因する疾病等により介護が必要となったときに、必要な医療サービス・福祉サービスを、社会的な仕組みで支えることを目的として平成12年4月から実施されたものです。

40歳以上の人は、すべて介護保険に加入することになり、介護保険料の負担は、40歳の誕生日の前日の属する月から必要になります。

介護保険料は、健康保険と同じく、標準報酬月額を基に計算します。実際は、標準報酬月額表より求め、保険料は、会社と従業員が折半して負担します。

また、社員が65歳に達した場合は、在職中で健康保険に加入中であっても、65歳の誕生日の前日の属する月以後は介護保険料の控除は必要なく、市町が年金から徴収します。

## (7) 社会保険料の納付

控除した健康保険料（介護保険料を含む）と厚生年金保険料及び児童手当金は、事業主（会社）負担分と合わせて、翌月末日までに年金事務所に納付します。

なお、納付すべき金額は年金事務所の方で保険料計算し、「納入告知書」が送付されてきます。

【問い合わせ先】 社会保険労務士・年金事務所・全国健康保険協会